

本県における手話関連施策の状況（R7）

関係条例	事業	内容
手話関連施策の策定、推進 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第5次富山県障害者計画」(R6～R11)への手話関連施策の明記 ○ 「富山県第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」(R6～R8)への手話関連施策の明記 ○ 富山県手話施策推進協議会の開催 	<p>意思疎通支援の充実として、手話の普及等の推進を明記</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣や手話通訳者・ボランティア等の養成研修を行うとともに、指導者の確保に努めること等を明記</p> <p>手話関連施策について、情報共有や意見交換等を行う</p>
相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県聴覚障害者センターによる相談支援（県から運営費を補助） ○ 県専任の手話通訳者（2名）の設置 ○ 遠隔手話通訳サービスの提供 ○ 市町村の手話通訳者設置への支援 ○ 手話通訳者の派遣 ○ 県職員等向け手話講座の実施 ○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施 	<p>聴覚障害児・者に関わる相談支援を実施</p> <p>（参考）R6 実績：計 66 件（内訳）労働 8 件、手続き 9 件、生活一般 44 件、その他 5 件</p> <p>障害福祉課と県聴覚障害者センターに県専任の手話通訳者を配置し、県主催行事や聴覚障害者の来庁時等において手話通訳を行う</p> <p>（参考）R6 実績：通訳・相談活動等 117 件、登録手話通訳者派遣のコーディネート業務 293 件</p> <p>聴覚障害者が医療機関へ受診する際にスマートフォンやタブレット端末を通じて遠隔手話通訳サービスを提供する。※利用件数が少なく、周知が必要</p> <p>県内の市町村へ手話通訳者等を派遣</p> <p>（参考）R6 実績：手話通訳者派遣依頼正味件数 583 件（派遣のべ 635 人）</p> <p>県職員等に向けた手話講座を実施</p> <p>県内在住の社会生活を営んでいる聴覚障害者を対象として、コミュニケーション・情報機器研修、文化研修、社会・家庭生活研修の場を設け、聴覚障害教育、社会、福祉などの専門的な知識の豊富な講師に依頼して実施</p> <p>（参考）R6 実績：36 講座、のべ 1,246 名参加</p> <p>①コミュニケーション・情報研修事業 10 回のべ 223 名参加</p> <p>②文化・情報研修事業 4 回のべ 633 名参加</p> <p>③社会・家庭生活研修事業 22 回のべ 390 名参加</p>
手話による情報発信等 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急記者会見への手話通訳士（者）の配置 ○ 知事定例記者会見の動画への手話通訳の挿入 	<p>各種緊急記者会見に手話通訳士（者）を配置</p> <p>県ホームページに掲載する知事定例記者会見の動画に、手話通訳を挿入する</p>
手話通訳者の確保、養成等 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者の養成研修 ○ 手話通訳試験等の受験料への助成 	<p>一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う</p> <p>手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成</p> <p>（参考）R6 実績：富山県からの受験者（申請者）2 名</p>
手話を学ぶ機会の確保等 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県聴覚障害者センターによる普及活動（県から運営費を補助） ○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し ○ 手話普及活動への補助 ○ 「みんなで手話を知ろう、学ぼう」キャンペーンの推進 	<p>広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う</p> <p>聴力障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す</p> <p>（参考）R6 実績：利用者個人のべ 7 名、1 団体 貸し出し本数のべ 25 本</p> <p>県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する</p> <p>（参考）R6 実績：9 団体、全 18 回、受講者延べ 324 人</p> <p>県聴覚障害者協会等とともに、広く県民に対して様々な機会を捉えて手話等について知る、学んでもらう取組を展開する</p> <p>（参考）R6 実績：①民間イベント等への手話コーラスの派遣 3 回</p> <p>②手話言語の国際デーに合わせたライトアップ（1 日） 県内 8 か所</p>
学校における手話の普及 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校・小中学校教職員向け手話研修の実施 ○ 幼児児童生徒等への手話の学習機会の提供 ○ 一般の学校における手話の理解と普及の推進 	<p>ろう者等による手話研修会やミニ手話学習会を開催</p> <p>幼児児童生徒、保護者に対して、ろう者等による手話学習会を実施</p> <p>総合的な学習の時間等を活用した手話体験などについて、優れた取り組みを紹介するとともに、手話の理解を深める</p> <p>小学生向け学習資料を配付し、手話に関する学習を推進</p> <p>（参考）R6 実績：県内小中高等学校へ講師派遣 8 校</p>